

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200707	株式会社 ラクステック(法人番号8020001112099) 代表者竹浪 善彦	神奈川県横浜市泉区和泉町6200-4 コーポいずみ野B103	本店	神奈川県横浜市泉区和泉町6200-4 コーポいずみ野B103	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(130日車)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年6月28日及び同年7月12日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼の記録の改ざん・不実記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運行管理者に対する権限付与義務違反(貨物自動車運送事業法第22条第2項)、(8)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	43	43
20200707	株式会社 島清運送(法人番号7021001038038) 代表者中村 房二	神奈川県平塚市下島1059番地8	本社	神奈川県平塚市下島1059番地8	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和元年10月2日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)	20	20
20200707	株式会社 月島物流サービス(法人番号8010001050597) 代表者原 裕二	東京都中央区勝どき3丁目12番1号 フォアフロントタワー13階	大井	東京都大田区東海4-4-12	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年11月12日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(2)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
20200708	東世運輸 有限会社(法人番号7030002114656) 代表者井上 善司	埼玉県熊谷市飯塚1713	本社	埼玉県熊谷市飯塚1713	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(280日車)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年11月15日、監査を実施。17件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)アルコール検知器備え義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)日常点検の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第47条の2)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(13)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(15)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(16)事業計画(主たる事務所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(17)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	58	58

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200714	有限会社 糸川配送(法人番号9030002040842) 代表者糸川 賢司	埼玉県白岡市実ヶ谷889-1	本社	埼玉県白岡市蓮田都市計画事業白岡駅東部中央土地区画整理事業56街区3	輸送施設の使用停止(185日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年9月19日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画(営業所)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)事業計画(主たる事務所)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(12)(誤)不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)→(正)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(14)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	19	19
20200714	石川商事 有限会社(法人番号1030002089887) 代表者石川 君子	埼玉県吉川市大字平沼52-1	本社	埼玉県吉川市大字平沼52-1	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年9月17日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(8)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	9	9
20200714	株式会社 サイコー(法人番号6011701015726) 代表者中島 照統	千葉県市川市湊新田2丁目9-21	千葉	千葉県千葉市花見川区三角町667-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年10月24日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)	2	2
20200714	恵運輸 有限会社(法人番号1070002005378) 代表者清水 秀人	群馬県前橋市朝倉町4-1-61	本社	群馬県前橋市上大島町121-8	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年7月12日及び同年8月9日監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)	3	3
20200714	株式会社 ネオトラフィック(法人番号9070001032969) 代表者齋藤 恵介	群馬県伊勢崎市南千木町1741-3	本社	群馬県伊勢崎市南千木町1741-3	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年9月25日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	8	8

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200714	フィール 株式会社(法人番号7020001093943) 代表者須永 明男	神奈川県横浜市緑区長津田町3931-2	本社	神奈川県横浜市緑区長津田町3931-2	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年6月11日、同年11月27日、同年12月9日、令和2年1月16日監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	3	3
20200714	有限会社 大川運送(法人番号5020002025848) 代表者大川 仙太郎	神奈川県横浜市神奈川区橋本町1-1	本社	神奈川県横浜市神奈川区橋本町1-1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年6月8日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20200721	ナライ産業 株式会社(法人番号5020001034098) 代表者奈良井 祐一	神奈川県横浜市泉区和泉町7592	本社	神奈川県横浜市泉区和泉町7592-4	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年6月24日及び同年10月15日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	18	18
20200721	有限会社 ロイヤルサービス(法人番号9060002032812) 代表者澁谷 治朗	栃木県栃木市大町20-46	本社	栃木県栃木市平柳町1-3-16	輸送施設の使用停止(65日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年6月18日及び同年7月12日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(7)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	7	7
20200721	株式会社 藤通商ライン(法人番号5030001010593) 代表者斉藤 祐治	埼玉県さいたま市見沼区丸ヶ崎町44-3	本社	埼玉県さいたま市見沼区丸ヶ崎町34-4	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年2月7日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	8	8

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200728	丸一運輸 有限会社(法人番号4040002041737) 代表者 牧野 理香	千葉県浦安市富士見5-22-28	本社	千葉県浦安市北栄4-1-2-7-601	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第25条第2項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和2年1月27日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(5) (誤) 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害(貨物自動車運送事業法第25条第1項)→(正)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)	4	4